

第 5 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第25条の16第1項中「人事委員会の定める職員」を「職員」に改め、同条第2項中「定める額」の次に「(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業にあっては、1,080円)」を加え、同項第1号中「480円」を「710円」に改め、同項第2号中「730円」を「1,080円」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「前項各号」を「前項」に改める。

(熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第19号作業の項を次のように改める。

第19号作業	災害警備等作業(異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、救難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の作業で、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものをいう。)	1日につき 840円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円)。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額)とする。 1 当該作業が夜間(日没時から日出時までの時間をい
--------	--	--

		う。以下この項において同じ。)に及んだ場合、又は当該作業が夜間に行われた場合 当該額にその100分の50に相当する額を加算した額
		2 極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における災害警備等作業に従事した場合 当該額にその100分の100に相当する額を加算した額
	救難救助作業（山岳地における遭難者の救難救助又は異常な自然現象若しくは事故により発生した災害の被災者の救難救助の作業で、著しく危険を伴うもの（災害警備等作業であるものを除く。）をいう。）	1日につき 840円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における救難救助作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
	救難救助訓練作業（山岳地における遭難者の救難救助訓練の作業で著しく危険を伴うもの又はこの作業に相当すると人事委員会が認める作業をいう。）	1日につき 400円

（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正）

第3条 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中「災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の10

0に相当する額を加算した額)」とあるのは、「災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)に840円を加算した額」を「840円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円)」とあるのは「1,680円」と、「当該額にその100分の50に相当する額を加算した額」とあるのは「2,100円」と、「場合当該額にその100分の100に相当する額を加算した額」とあるのは「場合 2,520円」に改める。

第3条第1項中「を除く。」の次に「以下「一般職員等」という。」を加える。

第5条第1項中「熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。)第25条の16第1項に規定する職員」を「一般職員等」に、「同項」を「熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。)第25条の16第1項」に改め、「による額」の次に「(同条第2項括弧書に規定する額を除く。)」を加え、「定められた」を「定める」に改め、同条第2項中「のうち人事委員会の定める職員」を削り、同条第3項中「第1項に規定する職員」を「一般職員等」に改める。

第6条中「840円」とあるのは「840円」を「1,680円」とあるのは「1,680円を超えない範囲内において人事委員会が定める額」と、「2,100円」とあるのは「2,100円を超えない範囲内において人事委員会が定める額」と、「2,520円」とあるのは「2,520円」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「第1条改正後特殊勤務手当条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例(以下「第3条改正後特殊勤務手当特例条例」という。)の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(手当の内払)

- 3 第1条改正後特殊勤務手当条例、第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例又は第3条改正後特殊勤務手当特例条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された手当は、当該各号に定める条例の規定による手当の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 第1条改正後特殊勤務手当条例
- (2) 第2条の規定による改正前の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例 第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例
- (3) 第3条の規定による改正前の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例 第3条改正後特殊勤務手当特例条例

(提案理由)

国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。